

第4章 保存管理

本章では、前述までの調査結果に基づき、尾張国分寺跡の保存管理の基本方針、史跡を構成する諸要素や地区区分の保存管理方法を定めるものである。

なお、史跡内は現状を維持することとし、原則として史跡の保存活用以外の現状変更は認めない。史跡の価値の維持に必要な場合や、その向上・発展を目的とする場合については、史跡への影響を確認した上で現状変更を認めることとするため、その取扱方針及び取扱基準についても記述する。

第1節 保存管理の基本方針

史跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくため、史跡が本来的に持っている本質的な価値である地下遺構などの保存を第一義とし、保存管理にあたっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 史跡を構成する要素や地区の特性に応じた保存管理方法の設定と実施 史跡を構成する要素や地区特性を損なうことの無いようにするため、保存管理の方法を示す。尾張国分寺跡の価値の維持に必要な行為や、その向上・発展を目的とした行為のための現状変更を行う際の取扱基準を定める。2 関係機関との連携による円滑な保存管理の実施 整備活用に関する施策を推進し、関係機関との連携を図り、史跡の円滑な保存管理を進める。3 地域住民などとの協働による地域に適した保存管理の取り組み 所有者、地域住民と協議・調整を図り、協働で地域に適した保存管理の取り組みを進める。 |
|---|

第2節 史跡を構成する諸要素の保存管理方法

1 史跡の本質的価値を構成する諸要素

地下遺構の万全の保護の観点から、必要な箇所において、盛土等により遺構保存を図る。また、必要な箇所において、雨水・排水対策を講じる。

(1) 中心伽藍

これまでの発掘調査により遺構の確認できている金堂跡・塔跡・講堂跡については、遺構の適切な保全を図るとともに、基壇整備を基本に行う。

金堂西側に取りつくことが確認されている回廊と未確認の中門については、遺構の確認調査を実施し規模などを確認の上、金堂跡などと同様に、遺構の保全と整備を行う。

(2) 寺域

現状では未指定の部分が多いが、南門跡や寺域の区画溝などがある。今後は、調査により遺構の規模などを確認の上、追加指定するとともに、遺構の保全と整備を図る。

2 史跡の本質的価値以外の諸要素

(1) 石碑

現在塔跡に設置されている石碑については、今後、史跡の整備と併せて、設置場所の検討を行う。

(2) 説明板

現状維持を基本とし、定期的な点検・補修を実施する。補修や再整備を行う場合は、遺構や景観に配慮する。今後、史跡の整備と併せて、設置場所を検討する。

(3) 植木・苗木

史跡公有化を実施するまでは、史跡の価値を減じない範囲において、地権者に維持管理を認める。景観を阻害する樹木は伐採・除去するとともに、樹木根系の遺構面への影響を排除する。必要な箇所に適切な芝生などの地被植物を植栽する。

田・畑については、原則として、現在の状態を継続する。

(4) 水路

原則として、水路の新設は認めないが、防災上、必要な場合はこの限りでない。既存施設の維持のための改修などについては、その施工方法など事前に協議し、遺構保存並びに景観に配慮する。

(5) 工作物

防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、地下遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲とする。新設は原則認めないが、やむを得ず必要な場合は、遺構の保存状況に応じて判断する。

(6) 道路

原則として、道路の新設・拡幅は認めない。ただし、史跡の価値が維持向上する場合については地下遺構への影響や周辺景観に配慮した上で認める。

(7) 建築物

原則として、建築物の新築は認めない。ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合において認めることもある。

第3節 地区区分の設定と保存管理方法

1 史跡指定地及び今後保護を要する区域における地区特性と保存管理の方法

地区区分の設定は、史跡指定地及び今後保護を要する区域とし、それぞれの特性と保存管理の方法を以下に示す（表6、図17）。

なお、具体的な保存管理の方法については、稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会を指導機関と位置づけ、その指導に基づきながら、文化庁及び愛知県の指導・助言を得て進めていくものとする。

表6 地区の特性と保存管理の方法

| 地区区分 | 地区の特性 | 地区の保存管理の方法 |
|------------|---|--|
| 史跡指定地 | <p>史跡として国の指定を受けた範囲である。</p> <p>史跡の本質的価値を構成する諸要素としては、金堂跡・塔跡・講堂跡・回廊跡がある。史跡に密接にかかわる諸要素としては、石碑、説明板、植木・苗木、工作物、道路、建築物がある。</p> <p>現状は道路以外は私有地であり、底地は埋蔵文化財包蔵地となっている。</p> | <p>遺構の保存を図りながら、土地の公有化を進め、確認調査を行うとともに、史跡の整備・活用を実現させていく。</p> <p>現状変更を行う場合は、文化財保護法第125条の規定に基づく手続きを行う。</p> <p>整備や管理上必要な場合以外の現状変更は行わないものとする。</p> <p>やむを得ず現状変更を行う必要が生じた場合は、速やかに稲沢市に通知するとともに事前の協議を行うこととする。</p> |
| 今後保護を要する区域 | <p>今後史跡追加指定により保護が必要と考えられる範囲である。</p> <p>史跡の本質的価値を構成する諸要素としては、南門（推定）などがある。史跡に密接にかかわる諸要素としては、説明板、植木・苗木、水路・側溝、橋梁、工作物、道路がある。</p> <p>現状は道路・水路以外は私有地であり、底地の大部分が埋蔵文化財包蔵地となっている。</p> | <p>今後史跡指定することを目指し、既指定区域に準じて遺構の保存を図りながら、計画的な確認調査を行うとともに、史跡の整備・活用を実現させていく。</p> <p>土木工事を伴う開発行為を行う必要が生じた場合は、速やかに稲沢市と事前協議し、地下遺構に影響を及ぼさないよう、地権者や地域住民に協力を求め、遺構の保全に万全を期するものとする。</p> <p>なお、追加指定後は、既指定区域の保存管理方法と同じ扱いとする。</p> |

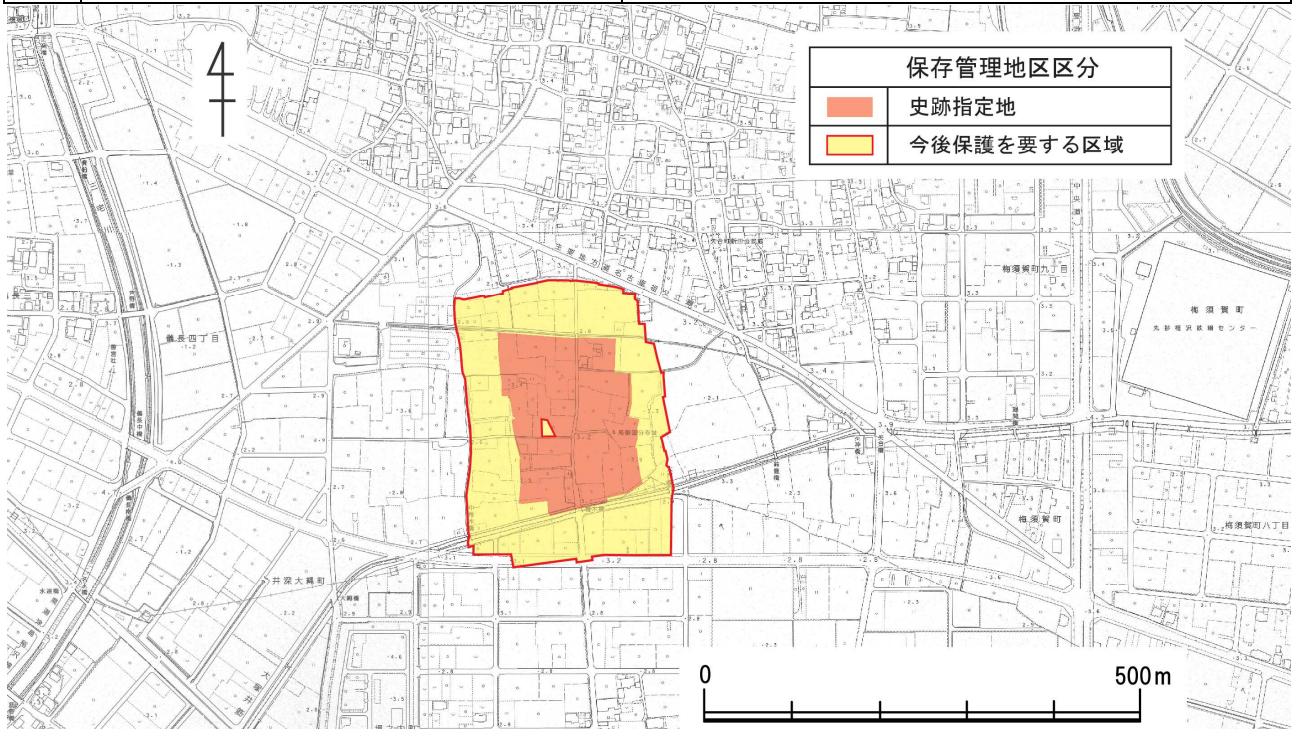


図17 保存管理地区区分図

2 史跡指定地及び今後保護を要する区域の周辺地域における特性と保存管理の方法

(1) 史跡指定地及び今後保護を要する区域の周辺地域における特性

史跡指定地及び今後保護を要する区域の周辺地域の現状は住宅地及び畑地などの土地利用となっており、植木・苗木が多く栽培され、自然や緑にあふれている。

底地の大部分が埋蔵文化財包蔵地となっており、歴史的文化的資源が分布する。

史跡の周辺環境を構成する諸要素としては、植木・苗木、河川、道路、建築物がある。

(2) 史跡指定地及び今後保護を要する区域の周辺地域における保存管理の方法

国分寺跡の範囲やその全容を明らかにしていくための確認調査を実施していく。

今後（仮称）尾張国歴史館（ガイダンス施設）などの学習機能施設を設置し、便益施設である（仮称）ふれあい広場と一体的、体系的に整備を進める。

史跡に隣接する部分は、緩衝帯（バッファゾーン）として、一体的な景観を構成していく。

各種開発等に際しては、文化財保護法第 93 条（埋蔵文化財）等関連法令等に基づき、遺構の保全に万全を期するものとする。

史跡に係る重要遺構が確認された場合は、遺構の現状保存措置について協議を行うものとする。

第4節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

現状変更等の取扱方針としては、史跡が本来的に持っている本質的な価値である地下遺構などの保存を第一義とし、原則、保存活用以外の現状変更はこれを認めない。ただし、植木・苗木については、地域住民の生活上必要なものであり、周辺景観や産業、地域活性化の中で形成されたものであるため、地下遺構に影響のないよう図った上で、現状維持を図るものとする。また、水路などの構築物については、改修など計画される場合に、流路の付替えなど史跡指定地外への変更を協議していくものとする。

1 史跡の現状変更

指定された史跡は、その価値を損なうことなく保存し管理する必要があるため、史跡指定地内において、原則、保存活用以外の現状変更はこれを認めないこととするが、やむを得ず「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第 125 条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）に基づき、文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第 168 条（国に関する特例）の同意）が必要となる。

現状変更許可申請が必要な行為は、工事など次の事項が該当する。

- ア 道路の管理のための修繕、改修工事
- イ 建築物の新築、増築、改築又は除却
- ウ 水路の新設、増設、改修又は除却
- エ 工作物の新設、増設、改修又は除却
- オ 土地の掘削、盛土、切土など地形の改変
- カ 樹木の植栽、伐採
- キ 地中埋設物の設置、撤去

ク 発掘調査及び保存整備

ケ その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

※ 工作物とは、建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する電柱・道路標識・ガードレール・側溝・案内板をいう。

以上の現状変更は、史跡の価値を充分踏まえた上で検討し、実施しなければならない。

また、事業主体は、文化庁、愛知県教育委員会及び稲沢市教育委員会の関係機関と協議を行った上で、許可を受けなければならない。

なお、実施予定行為が現状変更の許可が必要な行為かどうかなど、判断が困難な場合は、計画段階において稲沢市教育委員会と行為内容について事前相談するものとする。

地下掘削を伴う現状変更に際しては、場合に応じて、事前の発掘調査などを実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などの協議を行うものとする。

さらに、史跡の整備に際しては、学術調査等の結果を踏まえた上で、愛知県教育委員会や文化庁の指導を受け、稲沢市尾張国分寺跡史跡保存整備委員会により、計画の検討を行うものとする。

2 現状変更の取扱い

(1) 文化庁による現状変更の許可が必要な行為

「1 史跡の現状変更」に示した文化財保護法第 125 条による現状変更申請が必要な行為のうち、次の行為については、「重大な現状変更、又は保存に重大な影響を及ぼす行為」と位置付けられ、文化庁長官による現状変更の許可が必要である。

ア 土地の形状の変更を行う行為

イ 景観に大きな影響を及ぼす行為

ウ その他史跡の価値を構成する諸要素に対して影響を及ぼす行為

(主な事例) 地形の改変、道路の新設、配管の新設、建築物の新築、整備工事に係る行為、発掘調査の実施

なお、申請の手続き(許可申請、終了報告等)については、資料編を参照(資料 13)。

(2) 稲沢市による現状変更の許可が必要な行為

「1 史跡の現状変更」に示した文化財保護法第 125 条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)に基づき、現状変更の許可及びその取り消し並びに停止命令を稲沢市教育委員会が行う。現状変更の許可申請先は、稲沢市教育委員会とする。

ア 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

※小規模建築物とは、階数が2階以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。

イ 水路の設置、改修又は除却

ウ 工作物の設置若しくは改修

エ 道路の舗装又は修繕(土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

オ 境界標(柱)、標柱など史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除去

- カ 埋設されている水道管の改修（規格、規模、位置の変更を伴わないもの）
- キ 樹木の植栽、伐採・抜根

（3）許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項には、「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。」とある。当条文に基づき、以下の行為については許可を要しないものとする。

① 史跡の維持のために必要な措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）第4条に規定される「維持の措置」の範囲

- ア 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡をその指定当時の原状に復するとき
- イ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき
- ウ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

② 日常的な維持管理の行為

- ア 道路の維持管理行為
 - ・道路の日常的な管理・簡易な補修（路面の表層打ち変え・補修などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取り替え
- イ 既存建物の維持管理行為
 - ・外壁又は屋根の塗装などの小規模な修繕
 - ・内装及び屋内諸設備の補修及び修繕
- ウ 水路の維持管理行為
 - ・水路における通常の維持管理行為
 - ・水路の損壊を復旧するまでの間に応急的に行われる措置（土地の形状変更・掘削を伴わないもの）
- エ 工作物の維持管理行為
 - ・工作物における通常の維持管理行為
 - ・工作物の損壊を復旧するまでの間に応急的に行われる措置（土地の形状変更・掘削を伴わないもの）
- オ 樹木の維持管理行為
 - ・樹木の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）
- カ 田・畑の維持管理行為
 - ・地下遺構に影響を与えない日常的な田・畑の耕作行為

3 現状変更許可基準

現状変更の内容ごとに取り扱いを「表7 現状変更取扱基準と許可区分」に示す。

なお、表7に記載した項目以外に、史跡内において現状変更に相当する可能性のある事項については、愛知県及び文化庁と協議の上で判断するものとする。

表7 現状変更取扱基準と許可区分

| 項目 | | 取扱基準の内容 | 区分 | 許可権者 |
|--------|-------------|---|--------------|------|
| 建築物 | 新築 | 原則として許可しない。 | | 文化庁 |
| | 増築・改築 | 原則として許可しない。 ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合には、認めることもある。 | | 文化庁 |
| | 維持管理 | 日常的な管理、簡易的な補修（外壁又は屋根の塗装などの小規模な修繕、内装及び屋内諸設備の補修及び修繕）は、許可を要しない。 | | |
| | 除却 | 地下遺構に影響のないよう図った上で認めるものとする。 | | 文化庁 |
| 小規模建築物 | 新築 増築・改築 | 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものは、地下遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認めるものとする。 ※小規模建築物とは、階数が2階以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。 | 土地の掘削を伴うもの | 文化庁 |
| | | | 土地の掘削を伴わないもの | 市 |
| 工作物 | 新設 改修 | 防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、地下遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で現状変更を許可する。 新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断するものとする。 | 土地の掘削を伴うもの | 文化庁 |
| | | | 土地の掘削を伴わないもの | 市 |
| | 維持管理 | 工作物における通常の維持管理行為、工作物の損壊を復旧するまでの間に応急的に行われる措置（土地の形状変更・掘削を伴わないもの）は、許可を要しない。 ※工作物とは、建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する電柱・道路標識・ガードレール・側溝・案内板をいう。 | | |

| 項目 | | 取扱基準の内容 | 区分 | 許可権者 |
|--------------------|--|---|----------------------------|------|
| 道路 | 新設・拡幅 | 原則として認めない。 ただし、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合においては、現状変更を認めるものとする。 | | 文化庁 |
| | 修繕・改修 | 公共・公益上必要な道路の維持のための改修などは、地下遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は現状変更を認めるものとする。 | 土地の掘削を伴うもの | 文化庁 |
| | | | 土地の掘削を伴わないもの | 市 |
| 維持管理 | 日常的な管理、簡易的な補修（路面の表層打ち換え・補修などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取り替えは、許可を要しない。 | | | |
| 水路 | 新設 改修 除却 | 新設は原則認めないが、防災上、必要な場合は認めるものとする。ただし、必要な場合は、地下遺構に影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。既存施設の維持のための改修などについては、その施工方法など事前に協議し、遺構保存及び景観に影響を与えない場合には認めるものとする。 | 土地の掘削を伴うもの | 文化庁 |
| | | | 土地の掘削を伴わないものと既存の掘方内におさまるもの | 市 |
| 維持管理 | 水路における通常の維持管理行為、水路の損壊を復旧するまでの間に応急的に行われる措置（土地の形状変更・掘削を伴わないもの）は、許可を要しない。 | | | |
| 埋設物 | 新設 | 原則として認めない。ただし、公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認めるものとする。 | | 文化庁 |
| | 改修 | 公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認めるものとする。 | 規格・規模・位置の変更を伴うもの | 文化庁 |
| 規格・規模・位置の変更を伴わないもの | | | 市 | |

第4章 保存管理

| 項目 | | 取扱基準の内容 | 区分 | 許可権者 |
|--|--|---|--|--|
| 土地 | 地形の改変 | 遺構復元等を目的とした史跡整備のための地形変更を除き、地形の大幅な変更は、原則認めないものとする。 | | 文化庁 |
| | 樹木 | 低木 (樹高1m未満の樹木) | 植栽、伐採・抜根 | 新たな植栽、植えられている低木の伐採・抜根は、地下遺構に影響を与えないことを条件に認めるものとする。 |
| ※現状変更の申請について ・植木・苗木生産者業者は、毎年度1回（原則年度当初4月）提出し、それに対して市が1年間許可 ・個人の場合は、毎回現状変更許可申請を市に提出 | | | | |
| 維持管理 | | 樹木の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）については許可を要しない。 | | |
| 中木 (樹高1～3m未満の樹木) | | 植栽、伐採・抜根 | 新たな植栽は、遺構の保護上原則として認めないものとする。 史跡整備に伴う植栽については、地下遺構に影響のないよう図った上で、史跡の価値が維持向上する場合には認めるものとする。 | |
| | 今植えられている中木の伐採・抜根は、認めるものとする。 ただし、抜根する時には稲沢市教育委員会の立ち会いを必要とする。 | | | 市 |
| | ※現状変更の申請について ・植木・苗木生産者業者は、毎年度1回（原則年度当初4月）提出し、それに対して市が1年間許可 ・個人の場合は、毎回現状変更許可申請を市に提出 | | | |
| 維持管理 | 樹木の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）については許可を要しない。 | | | |

| 項目 | | 取扱基準の内容 | 区分 | 許可権者 | |
|------------|-------------------|--|--|------|-----|
| 樹木 | 高木 (樹高3m以上の樹木) | 植栽、伐採 ・抜根 | 新たな植栽は、遺構の保護上原則として認めないものとする。 史跡整備に伴う植栽については、地下遺構に影響のないよう図った上で、史跡の価値が維持向上する場合には認めるものとする。 | | 文化庁 |
| | | | 今植えられている高木の伐採・抜根は、認めるものとする。 ただし、抜根する時には稲沢市教育委員会の立ち会いを必要とする。 | | 市 |
| | | ※現状変更の申請について ・植木・苗木生産者業者は、毎年度1回（原則年度当初4月）提出し、それに対して市が1年間許可 ・個人の場合は、毎回現状変更許可申請を市に提出 | | | |
| | 維持管理 | 樹木の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）については許可を要しない。 | | | |
| 田・畑 | 営農 | 遺構の保護上、大規模な掘削を伴うものは認めないが、従来どおり行う耕作（小規模な掘削を伴う現在の状態を継続するもの）については、許可を要しない。 | 大規模な掘削を伴うもの | 文化庁 | |
| | | | 小規模な掘削を伴う現在の状態を継続するもの | | |
| 発掘調査及び保存整備 | | 遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。 発掘調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合については、その方法などを十分検討した上で行う行為については許可するものとする。 | | 文化庁 | |